

公益財団法人鹿児島市水族館公社役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

制定	平成 23 年 12 月 22 日
施行	平成 24 年 4 月 1 日
改正	平成 24 年 4 月 1 日
改正	平成 25 年 3 月 19 日
改正	平成 29 年 6 月 26 日
改正	平成 31 年 3 月 26 日
改正	令和 2 年 3 月 23 日
改正	令和 4 年 6 月 1 日
改正	令和 6 年 4 月 18 日
改正	令和 7 年 4 月 1 日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島市水族館公社（以下「公社」という。）定款第15条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第18号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交際費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 常勤役員（鹿児島市の市長、副市長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員及び鹿児島市職員定数条例（昭和42年条例第10号）に定める職員（以下「市職員」という。）のうちから選任された役員を除く。）に対して、別表第1の報酬を支給する。

2 常勤役員が月途中において就任し、又は退職し、若しくは失職した場合における報酬の額は、別に定める公社職員給与規程（以下「給与規程」という。）を準用し、日割計算によるものとする。

3 非常勤役員（市職員から選任された役員を除く。）及び評議員（市職員から選任された評議員を除く。）に対して、別表第2の報酬を支給する。

(賞与)

第3条の2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する常勤役員に対して、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 賞与の額は、月額報酬に別表4に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の別表5の区分に応じて、当該表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第2項の在職期間の算定については、欠勤した日数を除算する。

4 非常勤役員及び評議員には、賞与は支給しない。

(退職手当)

第3条の3 役員等には、退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給日、支給方法等に関する詳細は、給与規程を準用する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、職務に従事した都度支給し、報酬の支給日は、職務に従事した日とし、現金で支払うものとする。なお支給に関する詳細は、給与規程を準用する。

(費用)

第5条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給することとし、その支給額及び支給方法等については給与規程を準用する。

2 役員等が公社の用務のため旅行したときは、費用を支給する。

3 前項の規定により支給する費用の額及び支給方法は、公社旅費支給規程による。

(公表)

第6条 公社は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、公益財団法人鹿児島市水族館公社の設立の登記の日から施行する。

(財団法人鹿児島市水族館公社の常勤の役員の報酬に関する規程の廃止)

2 財団法人鹿児島市水族館公社の常勤の役員の報酬に関する規程（平成7年10月1日規程第5号）は廃止する。

(財団法人鹿児島市水族館公社の非常勤の役員等の出席手当及び旅費に関する規程の廃止)

3 財団法人鹿児島市水族館公社の非常勤の役員等の出席手当及び旅費に関する規程（平成7年10月1日規程第6号）は廃止する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、決議の日から施行する。
- 2 第1条の規定（公益財団法人鹿児島市水族館公社役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（以下「報酬等及び費用に関する規程」という。）による改正後の報酬等及び費用に関する規程の規定は平成29年4月1日から適用する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、決議の日から施行する。
- 2 第1条の規定（公益財団法人鹿児島市水族館公社役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（以下「報酬等及び費用に関する規程」という。）による改正後の報酬等及び費用に関する規程の規定は平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和2年3月23日規程第2号）
（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年6月1日規程第1号）
（施行期日）

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

付 則（令和6年4月18日規程第1号）
（施行期日）

この規程は、決議の日から施行する。

別表第1 （第3条第1項関係）

区 分	報酬の額（月額）
常 勤 役 員	283,700円

別表第2 （第3条第3項関係）

区 分	報酬の額（日額）
非常勤役員及び評議員	10,000円

別表第3 削除

別表第4（第3条の2関係）

賞与の支給割合区分表

支給時期	乗ずる割合
6月期	100分の120
12月期	100分の120

別表第5（第3条の2関係）

賞与の在職期間区分表

在職期間	割 合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の 80
3か月以上5か月未満	100分の 60
2か月以上3か月未満	100分の 30
2か月未満	100分の 20